

秋田県の情報公開

《平成28年度 実施状況報告書》

秋 田 県

目 次

情 報 公 開 制 度	頁
情報公開制度の実施状況	
1 請求・公開等の状況	1
2 実施機関別に見た公開等の状況	2
3 非公開の理由別件数	3
4 不服申立ての状況	4
5 秋田県情報公開審査会の運営状況	6
6 情報提供等の状況	7
7 これまでの取組状況	8

【情報公開制度の実施状況】

「開かれた県政」の推進を目指して、昭和62年10月1日に秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。平成10年秋田県条例第38号により秋田県情報公開条例に改正されました。以下「条例」といいます。）が施行されましたが、制度発足からの運用状況は次のとおりです。

1 請求・公開等の状況

制度発足時からこれまでに公開請求に基づいて公開等をした文書件数は730,294件であり、公開請求の対象となった行政文書について、全部を公開したものが421,314件、一部を公開したものが302,570件、非公開としたものは6,410件でした（公開率：99.1%）。

また、平成28年度に公開請求に基づいて公開等をした文書件数は44,528件であり（前年度比50.0%増）、公開請求の対象となった行政文書について、全部を公開したものが32,015件、一部を公開したものが12,071件、非公開としたものは442件でした（公開率：99.0%）。

非公開とした442件のうち246件は全部非公開によるもの、195件は文書不存在によるもの、1件は文書が存在しているかどうかを答えることができない存否応答拒否によるものです。

（単位：件）

年 度	H21まで	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
請 求 件 数	10,325	1,421	1,799	2,126	1,777	2,268	2,668	2,465	24,849
取下げ件数	502	55	86	78	66	120	176	112	1,195
請求対象の文書全てが不存在の件数	443	45	43	42	32	21	74	11	711
請求却下	21	—	—	—	3	1	—	—	25
公開等実施件数	9,359	1,321	1,670	2,006	1,676	2,126	2,418	2,342	22,918
文 書 件 数	602,277	8,393	10,728	11,968	10,034	20,103	22,263	44,528	730,294
公開	327,034	7,333	8,418	9,207	7,995	13,271	16,041	32,015	421,314
部分公開	270,942	774	2,065	2,499	1,833	6,615	5,771	12,071	302,570
非公開	4,301	286	245	262	206	217	451	442	6,410

（備考）

$$\text{公開率} = \frac{\text{公開件数} + \text{部分公開件数}}{\text{決定件数（公開件数} + \text{部分公開件数} + \text{非公開件数）}} \times 100$$

2 実施機関別に見た公開等の状況

公開請求に基づいて公開等をした文書件数を実施機関別に見ると、知事の595,846件（全体の81.6%）が最も多く、次いで教育委員会の58,148件（全体の8.0%）が多くなっており、知事と教育委員会で全体の89.6%を占めています。

（単位：件）

年 度	H21まで	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
知 事	523,831	7,714	8,955	10,854	8,712	13,469	10,576	11,735	595,846
議 会	1,182	253	1,103	13	124	25	9,714	31,821	44,235
教 育 委 員 会	55,263	164	178	285	464	381	883	530	58,148
選 挙 管 理 委 員 会	3,289	140	213	13	138	5,905	830	159	10,687
人 事 委 員 会	1,739	2	0	0	0	0	2	0	1,743
監 査 委 員	8,398	2	46	6	0	0	0	0	8,452
公 安 委 員 会	3	0	2	0	0	0	1	0	6
警 察 本 部 長	1,545	118	226	796	596	311	256	283	4,131
労 働 委 員 会	2,370	0	0	0	0	0	0	0	2,370
収 用 委 員 会	1	0	0	0	0	0	0	0	1
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	1	0	0	0	0	0	0	0	1
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	5	0	0	0	0	0	0	0	5
公 営 企 業 管 理 者	4,641	-	-	-	-	-	-	-	4,641
地 方 独 立 行 政 法 人	9	0	5	1	0	12	1	0	28
合 計	602,277	8,393	10,728	11,968	10,034	20,103	22,263	44,528	730,294

（備考） 公営企業管理者は、平成18年3月末で廃止されました。

3 非公開の理由別件数

情報公開制度は公開を原則としていますが、実施機関が無制限に全ての行政文書を公開した場合、それにより個人、法人等の権利若しくは利益又は公共の利益を害することも予想されることから、条例第6条第1項において、原則公開の例外として実施機関が非公開とする根拠を定めるとともに、同項各号において、その判断基準として、非公開とすることができる情報の範囲を定めています。

条例第6条第1項各号の規定により、非公開（部分公開を含みます。）とした理由及び文書件数は次のとおりです。

(単位：件)

非公開理由	H23まで	H24	H25	H26	H27	H28	合計
個人に関する情報	161,324	1,872	808	1,542	4,850	11,330	181,726
法人等に関する情報	152,342	733	538	728	935	612	155,888
国等との協力関係情報	352	—	—	—	—	—	352
行政運営情報	105,143	358	274	385	573	402	107,135
個人の生命、身体等の保護、犯罪の予防等に係る情報	753	398	361	121	51	27	1,711
法令秘情報	70	58	0	0	0	0	128
不存在	1,474	139	124	89	147	195	2,168
存否応答拒否	27	3	2	6	1	1	40
合計	421,485	3,561	2,107	2,871	6,557	12,567	449,148

(備考) 表に掲載している項目のうち条例第6条第1項各号に規定する非公開情報（「個人に関する情報」から「法令秘情報」までの項目を指します。）は、条例の施行時に規定されていた項目であり、その後の条例の改正により現在では次のとおり削除され、又は分割されています。

なお、表の項目については、年度ごとの推移を把握するため、条例改正前の項目により文書件数を掲載しています。

- (1) 「国等との協力関係情報」は、平成14年4月1日より削除されています。
- (2) 「行政運営情報」は、平成14年4月1日より「審議・検討情報」、「事務・事業情報」及び「信頼関係情報」に分割されています。
- (3) 「個人の生命、身体等の保護、犯罪の予防等に係る情報」は、平成14年4月1日より「公共安全情報」及び「人の生命、身体等に係る情報」に分割されています。

4 不服申立ての状況

(1) これまでの不服申立ての状況

公開請求に対し実施機関が行った部分公開又は非公開の決定について、これまでに不服申立てがなされたものは122案件で、その処理状況は次のとおりです。

(単位：件)

	不服申立て 案件数	処 理 状 況				備 考
		取下げ	棄却	認容	一部認容	
18年度まで	85	7	45	4	29	
19年度	4	0	2	1	1	
20年度	2	0	2	0	1	
21年度	2	0	1	0	1	
22年度	3	0	2	0	1	
23年度	1	0	1	0	0	
24年度	10	0	7	1	3	
25年度	8	1	6	0	1	
26年度	6	0	5	0	1	
27年度	1	0	0	0	1	
28年度	0	0	0	0	0	
計	122	8	71	6	39	

(備考) 「不服申立て案件数」と「処理状況」は不服申立てがあった年度を基準として集計しており、年度ごとに「不服申立て案件数」と「処理状況の各項目を合計した件数」は等しくなります。ただし、平成20年度及び平成24年度は、1件の不服申立てに対して複数の処理（例：「棄却及び一部認容」等）を行った案件があるため、「不服申立て案件数」より「処理状況の各項目を合計した件数」が多くなっています。

(2) 不服申立ての処理状況

平成28年度に秋田県情報公開審査会から答申がなされたものは、次のとおりです。

諮問 番号	不服 申立て 年月日	件 名	担 当 課 所	秋田県情報公開審査会 の審査状況			不服申立てに 対する決定等 の内容	
				諮 問 年月日	答 申 年月日	答 申 内 容	決 定 年月日	決定内容
123	26. 10. 22	普通自動二輪車の転倒事故に係る示談交渉を行うに当たり当該事故の過失割合の決定及び調査を行った保険会社の担当者の氏名を記録した文書の不存在による非公開決定処分に対する異議申立てに関する件	知 事	26. 11. 14	28. 5. 26	不存在による非公開決定は妥当	28. 6. 15	棄却
125	27. 11. 11	特定の病院に係る精神保健指定医指定の取消事案において当該指定を取り消された医師の秋田県内における精神保健指定医としての判定に関する一切の情報を記録した文書の部分公開決定処分及び当該判定の診療報酬に係る不正に関する一切の情報を記録した文書の不存在による非公開決定処分に対する異議申立てに関する件	知 事	27. 11. 30	28. 10. 27	非公開とした部分のうちの一部は公開すべき 不存在による非公開決定は妥当	28. 11. 10	一部 認容

5 秋田県情報公開審査会の運営状況

秋田県情報公開審査会は、条例第18条の規定に基づいて設置された知事の附属機関です。平成28年度は8回開催し、2件の諮問事案を審査し、そのうち2件について答申しています。

審査会	年月日	審議事項
第251回	H28. 4. 26	・ 諮問第123号の答申案の審議 ・ 諮問第125号の概要説明
第252回	H28. 5. 31	・ 諮問第125号の書面整理
第253回	H28. 7. 5	・ 諮問第125号の書面整理
第254回	H28. 8. 1	・ 諮問第125号の意見陳述（諮問庁）
第255回	H28. 9. 1	・ 諮問第125号の答申方針の審議
第256回	H28. 10. 11	・ 諮問第125号の答申案の審議【答申決裁】
第257回	H28. 12. 20	・ 平成27年度情報公開・個人情報保護制度実績報告
第258回	H28. 3. 16	・ 個人情報保護法等の改正に伴う秋田県情報公開条例の改正について

(参考) 【秋田県情報公開審査会委員名簿（平成27年10月19日改選後）】

会 長	柴 田 一 宏	弁護士
会長代理	三 浦 清	弁護士
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」副代表

※任期（自：平成27年10月19日～至：平成29年10月18日）

6 情報提供等の状況

情報公開制度の発足と同時に、「情報公開総合窓口」を設置しました。情報公開総合窓口の主な業務は、情報公開制度に関する相談、公開請求の受付等ですが、情報公開の一方の輪ともいわれる情報提供も重要な業務となっています。

ここでいう情報提供とは、公開請求により行政文書を閲覧することではなく、行政情報を加工又は編集した行政資料等による情報の提供を指します。

資料の提供等による情報提供は、求める情報が分かりやすく整理されていること、時間を要することなく求める情報を入手できること等の利点があります。

平成9年4月には県のホームページ「美の国あきたネット」を作成し、インターネットによる情報提供を開始したほか、平成11年11月には提供する情報の範囲、方法等について統一的な基準を定め、積極的な情報提供が行われるよう「情報提供の総合的推進に関するガイドライン」を制定しています。

また、今後も情報提供施策の充実に努め、情報の公開の総合的な推進を図ることとしています。

情報公開総合窓口には、情報提供の推進を図る意味から、行政資料約20,000冊（県の長期計画、各課所の業務概要、事務手引類、国勢調査等の統計資料、白書類、年報、例規集等）を配架し、自由に縦覧できるようにしています。

なお、このほか情報公開総合窓口には、実施機関が保有している行政文書の検索に必要な資料として、行政文書の簿冊目録も作成し配架しているほか、行政文書検索用パソコンを備えています。

これまでの情報提供、行政資料縦覧者等の状況は、次のとおりです。

区 分	昭和62年10月～平成29年3月						合 計
	H23まで	H24	H25	H26	H27	H28	
情 報 提 供	13,148 件	619 件	120 件	28 件	33 件	62 件	14,010 件
資料等縦覧者数	76,525 人	928 人	674 人	537 人	924 人	547 人	80,135 人
資料等貸出者数	7,452 人	90 人	82 人	77 人	103 人	89 人	7,893 人
資料等貸出冊数	16,995 冊	176 冊	149 冊	165 冊	182 冊	179 冊	17,846 冊

7 これまでの取組状況

年 月	事 項
S55. 10	・「情報公開制度の研究に関するプロジェクトチーム」を設置
S56. 4 10	・同上プロジェクトチーム報告書を提出 ・「情報公開制度検討班」を設置 班長：総務部次長 班員：各部主管課、行政委、関係課の総務担当参事、補佐
S57. 5 ～S58. 6	・情報公開に向けて、文書管理改善の基礎資料とするため、「全庁文書実態調査」を実施
S58. 5 8 10	・情報公開制度検討班に、「法制」、「公開基準」、「文書管理システム」の3部会を置き、調査検討に入る ・情報公開の一環として「行政情報センター」を総合庁舎内に設置 ・県政モニターを対象に情報公開制度に関する意識調査を実施
S59. 5 6 7 7 8 9 9 S60. 3	・情報公開制度検討班「情報公開制度に関する調査検討報告書」を知事に提出 ・「情報公開準備委員会」を設置 委員長：総務部長 副委員長：総務部次長 班 員：各部主管課長、行政委員会、関係課長 ・職員啓発用パンフレット（検討班報告書の概要）の配布（見開き8頁） ・地方機関の文書保管状況調査 ・職員を対象に情報公開制度に関する意識調査を実施 ・全庁を対象とする非公開文書調査 ・文書管理改善運動はじまる 第1ステップとして文書の選別・廃棄運動の実施 ・記録書庫整理完了（収蔵能力の倍増）
S60. 4 6 12 12	・文書管理改善運動の第2ステップとして文書の分類・整理運動の実施 ・文書管理改善運動の第3ステップとして文書の検索・活用運動の実施 ・情報公開準備委員会「公文書公開制度大綱試案」作成 ・情報公開懇談会設置
S61. 6 10 12 S62. 2 2 3	・情報公開懇談会小委員会設置 ・情報公開懇談会 提言書提出 ・情報公開準備委員会 幹事会「公文書公開条例大綱」作成 ・「秋田県公文書公開条例案」県議会2月定例会提出 ・県文書管理規定を制定（昭和62年4月施行） ・「秋田県公文書公開条例」公布（秋田県条例第3号）（昭和62年10月1日施行）
S62. 4 5 6 7 9	・制度の実施に向け、文書広報課県政情報室を設置 ・自治研修所での職員研修実施（5月から12月まで延26回） ・行政資料の収集、管理、利用等に関する要綱を制定 ・職員向け「情報公開だより」第1号を発行 ・知事が管理する公文書の公開等に関する規則を制定（10月1日施行）

S62. 9	・ 県公文書公開審査会規則を制定（10月 1 日施行）
9	・ 県公文書公開事務取扱要綱の制定（10月 1 日施行）
9	・ 情報公開事務の手引の作成
9	・ 県情報公開推進委員会設置要綱作成（準備委と同一のメンバー）
9	・ 県民向けパンフレットを作成、配布
10	・ 県公文書公開条例施行（10月 1 日施行）
S63. 2	・ 職員向け「情報公開だより」第 2 号を発行
S63. 6	・ 職員向け「情報公開だより」第 3 号を発行
10	・ 職員向け「情報公開だより」第 4 号を発行
H元. 1	・ 「情報提供の手引」の作成
3	・ 県民向けポスターを作成・配布
3	・ 行政資料目録の作成
H元. 6	・ 職員向け「情報公開だより」第 5 号を発行
7	・ 県民向けリーフレットを作成・配布
8	・ 県政モニターを対象に情報公開制度に関する意識調査を実施
H 2. 3	・ 行政資料目録追録の作成
3	・ 情報公開実施状況報告書の作成
H 2. 9	・ 職員向け「情報公開だより」第 6 号を発行
H 3. 3	・ 県民向けリーフレットを作成・配布
H 3. 4	・ 情報公開実施状況報告書の作成
8	・ 行政資料目録追録の作成
9	・ 職員向け「情報公開だより」第 7 号を発行
H 4. 5	・ 情報公開実施状況報告書の作成
6	・ 行政資料目録追録の作成
7	・ 県民向けポスターの作成・配布
11	・ 職員向け「情報公開だより」第 8 号を発行
H 5. 4	・ 情報公開実施状況報告書の作成
10	・ 職員向け「情報公開だより」第 9 号を発行
H 6. 5	・ 情報公開実施状況報告書の作成
6	・ 県民向けリーフレットを作成・配布
7	・ 行政資料目録の作成
11	・ 職員向け「情報公開だより」第 10 号を発行
H 7. 6	・ 行政資料目録追録Ⅰの作成
6	・ 情報公開実施状況報告書の作成
H 8. 7	・ 行政資料目録追録Ⅱの作成
H 9. 3	・ 情報公開実施状況報告書の作成
H10. 3	・ 制度周知用パンフレットの作成・配布
3	・ 情報公開実施状況報告書の作成
H10. 6	・ 秋田県議会（総務企画委員会）に対し「公開条例改正案の骨子」説明
9	・ 秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例案を県議会 9 月定例会に提出

H10. 9	・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例案が県議会 9月定例会で可決
10	・秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例の公布（平成11年4月1日施行）
10	・秋田県行政資料目録作成（10年9月版）
H11. 2	・改正条例に関する職員説明会（県内3ブロック）
3	・情報公開実施状況報告書の作成
3	・「情報公開事務の手引」（条例改正に伴うもの）の作成
3	・情報公開制度のパンフレット（条例改正に伴うもの）の作成
3	・公文書公開請求書（条例改正に伴うもの）の作成
H12. 2	・情報公開実施状況報告書の作成
2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会 9月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会 9月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成12年4月1日施行）
H12. 12	・情報公開実施状況報告書の作成
H13. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会 2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会 2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成13年4月1日施行）
H13. 9	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会 9月定例会に提出
10	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会 9月定例会で可決
10	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成14年4月1日施行）
10	・情報公開実施状況報告書の作成
H14. 2	・「情報公開事務の手引」（条例改正に伴うもの）の作成
3	・改正条例に関する職員説明会（県内3ブロック）
3	・情報公開制度パンフレット（条例改正に伴うもの）の作成
H14. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H15. 2	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会 2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会 2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成15年4月1日施行）
H15. 8	・情報公開実施状況報告書の作成
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案を県議会12月定例会に提出
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案が県議会12月定例会で可決
12	・秋田県情報公開条例の一部を改正する条例の公布（平成16年4月1日施行）
H16. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
12	・秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例案を県議会12月定例会に提出
12	・秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例案が県議会12月定例会で可決
12	・秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例の公布（同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成17年4月1日施行）
H17. 11	・情報公開実施状況報告書の作成
H18. 2	・秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例案を県議会 2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例案が県議会 2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例等の一部を改正する条例の公布（同条例による秋田県情報公

	開条例の一部改正。平成18年4月1日施行) (刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)の施行の日から施行)
H18. 8	・情報公開実施状況報告書
H19. 6	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会6月定例会に提出
6	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案が県議会6月定例会で可決
7	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布(同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成19年10月1日施行) (郵政民営化法等の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律(平成17年10月21日法律第102号)の施行の日から施行)
H20. 2	・情報公開実施状況報告書の作成
H20. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H21. 11	・情報公開実施状況報告書の作成
H22. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H23. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H24. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H25. 2	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布(同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成25年4月1日施行) (国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第42号)の施行の日から施行)
H25. 10	・情報公開実施状況報告書の作成
H27. 2	・情報公開実施状況報告書の作成
2	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を県議会2月定例会に提出
3	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例案が県議会2月定例会で可決
3	・秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布(同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成27年4月1日施行) (独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)の施行の日から施行)
H28. 2	・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を県議会2月定例会に提出
3	・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案が県議会2月定例会

<p>H28. 3</p> <p>3</p>	<p>で可決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の公布（同条例による秋田県情報公開条例の一部改正。平成28年4月1日施行） （行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行） ・ 情報公開実施状況報告書の作成
<p>H29. 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開実施状況報告書の作成
<p>H29. 8</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開実施状況報告書の作成